

事件番号 令和〇〇年（〇）第〇〇号

意見書

本件不動産につき、入札又は競り売りの方法により売却を実施しても適法な買受けの申出がなかったときは、他の方法により売却することについて異議ありません。

令和 年 月 日

申立債権者

印

岡山地方裁判所第3民事部 御中

※ 競売申立書本文に記載していただいても結構です。